

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年1月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700301号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700207号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日に、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社がB工場から新工場(C県D市E地区)に移転した期間も含めて、同社に定年まで勤務していたにもかかわらず、請求期間における厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、A社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、請求期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び陳述から判断すると、A社は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であると認められる上、適用事業所となった時点で同社の厚生年金保険被保険者は34人いることから、請求期間当時においても同社に常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認でき、同社は請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、事業主及び請求期間当時の給与・社会保険事務担当者の回答により、A社においては、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと認められるところ、上述の同僚のうちの一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において昭和40年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、訂正請求記録の対象者についても、昭和40年12月分の厚生年金保険料が事業主により昭和41年1月分の給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年2月の標準報酬月額の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書により、昭和41年1月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。